

NPO 法人まごころ医療のある暮らし創り 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人まごころ医療のある暮らし創り という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 和歌山県海草郡紀美野町 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子供や障害者及び知的ボーダーラインの方々、女性、貧困国の方など社会的弱者の生活支援及び医療サポート、メンタル的なケアなどに関する支援等を行い、医療・福祉・介護等の増進、子供の健全育成、街づくり、農村や山間地域の振興、国際協力、ひいては文化の伝承を図る活動、防災活動、および、災害時には災害救援に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子供の健全育成を図る活動
- (13) 経済活動の活性化を図る活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (15) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子供や障害者及び知的ボーダーラインの方々、女性、貧困国国民など社会的弱者の生活支援事業
- (2) 自由診療、保険診療を含む災害支援も視野に入れた有床の医療機関を経営し、科学的でかつ適正な医療事業および、看護、および、介護福祉事業
- (3) 農村、山間を含む地域の振興を図る事業
- (4) 観光スポットの開拓や、空き家の活用、まちづくりなど地域活性化に係る事業
- (5) 地域の安全や環境の保全にかかわる事業
- (6) 健全な生活を送るための子供育成にかかわる事業
- (7) 生きづらさを感じている方々のメンタルケアに関わる事業
- (8) 人と地球環境の密接な関係に注目したヘルスケア関連の課題に取り組む事業
- (9) 社会福祉環境の向上に対する啓発活動
- (10) 文化や芸術継承及び発展など地域及び経済の活性化に係る事業
- (11) 貧困国を中心に経済支援や環境整備など国際的な支援事業
- (12) 災害時の被災者の受け入れや医療行為の提供や、行政や地域団体等、および、他の医療機関と連携した災害支援に係る事業
- (13) 地域住民の防災意識の向上、災害時の被災者支援に係る災害対策事業
- (14) 前各号に掲げる活動に関する講演会、勉強会・セミナー・体験の開催及び個別指導及び物品や教育事業・コンサルティング事業、農産物、医薬品、医薬部外品の販売、寄付活動
- (15) その他前各号に付帯する一切の業務

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとして、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長と2人以内の専務理事を置くことができる。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長および専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、事業計画の策定や予算管理、業務の指揮・監督など、法人の運営方針の決定・実行を支える業務を行う。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または、署名をしなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または、署名をしなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 今田 真穂

副理事長 西田 拓司

専務理事 橋本 政志

理事 梶川 ゆき

監事 石塚 誠

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、令和8年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

正会員年会費 年額0円

(2) 賛助会員

賛助会員 個人 年額1万円、法人 年額3万円

令和7年度の事業計画書

定款変更認証の日から令和8年3月31日まで

NPO法人まごころ医療のある暮らし創り

1 事業実施の方針

- ・診療所を開設し、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・活動に関するホームページやSNSを利用し、事業の理念をはじめ事業や活動内容を拡げる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

	事業名	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
1	子供や障害者及び知的ボーダーラインの方々、女性、貧困国民など社会的弱者の生活支援事業	弱者向けの健康イベントの開催。子ども食堂の共催	未定	主たる事務所や古民家を利用した施設など		子供や障害者及びボーダーの方々、女性など社会的弱者	0
2	自由診療、保険診療を含む災害支援も視野に入れた有床の医療機関を運営し、科学的でかつ適正な医療事業および、看護、および、介護福祉事業	クリニック開設 生きづらさを和らげる診療、往診や医師、看護師による健康相談会の実施	診療日 随時	紀美野町診療所	3	病気を抱えているの方々。体調不良の方々 健康を気にしているの方々	10,000
3	農村、山間を含む地域の振興を図る事業	環境保護に関するイベントの実施、他の団体の棚田の再開イベントの支援や荒れ地の開拓イベントなど	月1回 土日開催	田んぼ、開拓地など、各会趣旨に沿った場所	5	自然環境の保護に関心がある方 50名程度	80
4	観光スポットの開拓や、空き家の活用、まちづくりなど地域活性化に係る事業	棚田、公園、民営シェアハウスなどのまちづくりの支援活動	依頼のあったとき 随時に活動	田んぼ、開拓地など、各会の趣旨に沿った場所	5	地域の振興や街づくりに関心がある方々 50名程度	65
5	地域の安全や環境の保全にかかわる事業	荒れ地の整備、空き家の利用した診療所の開設やイベントで利用するなど	依頼のあったとき 随時(月1回程度)	紀美野町古民家など各会の趣旨に沿った場所	5	紀美野町住民、観光来訪者など 50名程度	65
6	健全な生活を送るための子供育成にかかわる事業	農業体験会や自然ふれあいイベントの開催	未定	紀美野町古民家など各会の趣旨に沿った場所		紀美野町住民、参加者の親子	0
7	生きづらさを感じている方々のメンタルケアに関わる事業	診療所、往診にて複数人で体験談や気持ちの共有、癒しの場の提供。オンラインも活用し、個別に相談会を実施	希望のある時随時 開催	主たる事務所や古民家を利用した施設など Web会議	5	日常生活で生きづらさを感じている方、精神的な苦痛を抱えている方 30名程度	1,800
8	人と地球環境の密接な関係に注目したヘルスケア関連の課題に取り組む事業	健康相談会の実施 訪問看護など	未定	紀美野町診療所	1	相談会参加者	40
9	社会福祉環境の向上に対する啓発活動	高齢者の生活支援やお手伝い、障害者やシングルマザーなど弱者支援活動	未定	紀美野町診療所		紀美野町他住民参加者	0
10	文化や芸術継承及び発展など地域及び経済の活性化に係る事業	中田の棚田などの文化の情報発信や地域発展の為に陶芸体験会などの開催	未定	主たる事務所や古民家を利用した施設など		参加者、情報交換の相手と周りの方	0
11	貧困国を中心に経済支援や環境整備など国際的な支援事業	海外(アメリカなど)の既存の面識のある社会福祉支援団体と共同イベントの開催	未定	主たる事務所や古民家を利用した施設など		貧困国の弱者 事業参加者 ボランティア団体	0
12	災害時の被災者の受け入れや医療行為の提供や、行政や地域団体等、および、他の医療機関と連携した災害支援に係る事業	災害時に受入体制づくりとして、診療所を受け入れ施設とした、設備、人員確保、手順などの準備。	随時(月1回程度)	法人の診療所など	1	紀美野町近隣の住民	800
13	地域住民の防災意識の向上、災害時の被災者支援に係る災害対策事業	診療所をベースに防災の啓もう活動。地域への情報発信。連絡網など、連携体制の確立	随時(月1回程度)	法人の診療所など	1	紀美野町近隣の住民	720
14	前各号に掲げる活動に関する講演会、勉強会・セミナー・体験の開催及び個別指導及び物品や教育事業・コンサルテーション事業、農産物、医薬品、医薬部外品の販売、寄付活動	複数人で体験談や気持ちの共有、癒しの場の提供。個別に相談会を実施。活動で作った作物、医薬品、医薬部外品の販売事業	随時(月1回程度)	主たる事務所や古民家を利用した施設など	2	参加者、農産物生産者、購入者 50名程度	90

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人まごころ医療のある暮らし創り

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・活動に関するホームページやSNSを利用し、事業の理念をはじめ事業や活動内容を広げる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

	事業名	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
1	子供や障害者及び知的ボーダーラインの方々、女性、貧困国民など社会的弱者の生活支援事業	弱者向けの健康イベントの開催。子ども食堂の共催	依頼のあったとき 随時(年2回程度)	主たる事務所や古民家を利用した施設など	2	子供や障害者及びボーダーの方々、女性など社会的弱者 50名程度	50
2	自由診療、保険診療を含む災害支援も視野に入れた有床の医療機関を運営し、科学的でかつ適正な医療事業および、看護、および、介護福祉事業	生きづらさを和らげる診療、往診や医師、看護師による健康相談会の実施	診療日 随時	紀美野町診療所	3	病気を抱えているの方々。体調不良の方々、健康を気にしているの方々100名程度	8,000
3	農村、山間を含む地域の振興を図る事業	環境保護に関するイベントの実施、他の団体のイベント支援	月1回 土日開催	田んぼ、開拓地など、各会趣旨に沿った場所	5	自然環境の保護に関心がある方 100名程度	50
4	観光スポットの開拓や、空き家の活用、まちづくりなど地域活性化に係る事業	棚田、公園、民営シェアハウスなどのまちづくりの支援活動	依頼のあったとき 随時に活動(月1回程度)	田んぼ、開拓地など、各会の趣旨に沿った場所	5	地域の振興や街づくりに関心がある方々 100名程度	120
5	地域の安全や環境の保全にかかわる事業	荒れ地の整備、空き家の利用促進	依頼のあったとき 随時(月1回程度)	紀美野町古民家など各会の趣旨に沿った場所	2	紀美野町住民、観光来訪者など 50名程度	120
6	健全な生活を送るための子供育成にかかわる事業	農業体験会や自然ふれあいイベント開始	月1回程度	紀美野町古民家など各会の趣旨に沿った場所	5	紀美野町住民、参加者の親子 20名程度	120
7	生きづらさを感じている方々のメンタルケアに関わる事業	診療所、往診にて複数人で体験談や気持ちの共有、癒しの場の提供。オンラインも活用し、個別に相談会を実施	希望のある時随時 開催(月1回程度)	主たる事務所や古民家を利用した施設など Web会議	5	日常生活で生きづらさを感じている方、精神的な苦痛を抱えている方100名程度	680
8	人と地球環境の密接な関係に注目したヘルスケア関連の課題に取り組む事業	健康相談会の実施	随時(年2回程度)	紀美野町診療所	3	相談会参加者 50名程度	60
9	社会福祉環境の向上に対する啓発活動	高齢者の生活支援やお手伝い、障害者やシングルマザーなど弱者支援活動	随時(年2回程度)	紀美野町診療所	5	紀美野町他住民参加者 20名程度	60
10	文化や芸術継承及び発展など地域及び経済の活性化に係る事業	中田の棚田などの文化の情報発信や地域発展の為に陶芸体験会などの開催	年2回程度	主たる事務所や古民家を利用した施設など	3	参加者、情報交換の相手と周りの方 20名程度	60
11	貧困国を中心に経済支援や環境整備など国際的な支援事業	海外(アメリカなど)の既存の面識のある社会福祉支援団体と共同イベントの開催	年2回程度	主たる事務所や古民家を利用した施設など	3	貧困国の弱者、事業参加者、ボランティア団体 50名程度	60
12	災害時の被災者の受け入れや医療行為の提供や、行政や地域団体等、および、他の医療機関と連携した災害支援に係る事業	平常時は連携先との情報交換など。災害時は、被災者のフィジカル及びメンタル面のサポート。被災地域への支援活動	随時(月1回程度)	法人の診療所、SNSなど	1	紀美野町近隣の住民	240
13	地域住民の防災意識の向上、災害時の被災者支援に係る災害対策事業	診療をベースに防災の啓蒙活動。地元だけでなくSNSを使った全国への情報発信。	随時(月1回程度)	法人の診療所、SNSなど	1	紀美野町近隣の住民	240
14	前各号に掲げる活動に関する講演会、勉強会・セミナー体験の開催及び個別指導及び物品や教育事業・コンサルティング事業、農産物、医薬品、医薬部外品の販売、寄付活動	複数人で体験談や気持ちの共有、癒しの場の提供。個別に相談会を実施。活動で作った作物、医薬品、医薬部外品の販売事業	随時(月1回程度)	主たる事務所や古民家を利用した施設など	2	参加者、農産物生産者、購入者 200名程度	120

令和7年度 活動予算書
変更認証の日から令和8年3月31日まで
NPO法人まごころ医療のある暮らし創り
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	300,000	300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	
4 事業収益			
・子供や障害者及びボーダーの方々、女性、貧困国民など社会的弱者の生活支援事業	0		
・自由診療、保険診療を含む災害支援も視野に入れた有床の医療機関を運営し、科学的でかつ適正な医療事業および、看護、および、介護福祉事業	8,000,000		
・農村、山間を含む地域の賑興を図る事業	0		
・観光スポットの開拓や、空き家の活用、まちづくりなど地域活性化に係る事業	0		
・地域の安全や環境の保全にかかわる事業	0		
・健全な生活を送るための子供育成にかかわる事業	0		
・生きづらさを感じている方々のメンタルケアに関わる事業	200,000		
・人と地球環境の密接な関係に注目したヘルスケア関連の課題に取り組む事業	0		
・社会福祉環境の向上に対する啓発活動	0		
・文化や芸術継承及び発展など地域及び経済の活性化に係る事業	0		
・貧困国を中心に経済支援や環境整備など国際的な支援事業	0		
・災害時の被災者の受け入れや医療行為の提供や、行政や地域団体等、および、他の医療機関と連携した災害支援に係る事業	0		
・地域住民の防災意識の向上、災害時の被災者支援に係る災害対策事業	0		
・前各号に掲げる活動に関する講演会、勉強会・セミナー、体験の開催及び個別指導及び物品や教育事業・コンサルティング事業、農産物、医薬品、医薬部外品の販売、寄付活動	1,000,000	9,200,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	200,000	200,000	
経常収益計			11,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,400,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,400,000		
(2) その他経費			
会議費	1,200,000		
旅費交通費	600,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	2,000,000		
支払利息	400,000		
通信費	200,000		
地代家賃	2,100,000		
水道光熱費	360,000		
消耗品費	1,200,000		
雑費	2,000,000		
仕入	1,200,000		
その他経費計	11,260,000		
事業費計		13,660,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	300,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
業務委託費	1,000,000		
会議費	60,000		
旅費交通費	60,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	2,000,000		
支払利息	100,000		
通信費	60,000		
地代家賃	120,000		
水道光熱費	60,000		
消耗品費	60,000		
事務用品費	60,000		
租税公課	100,000		
雑費	60,000		
その他経費計	3,740,000		
管理費計		4,040,000	
経常費用計			17,700,000
当期経常増減額			-6,700,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			-6,700,000
前期繰越正味財産額			-300,000
次期繰越正味財産額			-7,000,000

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 NPO法人まごころ医療のある暮らし創り
 (単位: 円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	800,000	800,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	2,000,000	2,000,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000
4 事業収益		
・子供や障害者及びボーダーの方々、女性、貧困国民など社会的弱者の生活支援	50,000	
・自由診療、保険診療を含む災害支援も視野に入れた有床の医療機関を経営し、科学的でかつ適正な医療事業および、看護、および、介護福祉事業	12,000,000	
・農村、山間を含む地域の振興を図る事業	70,000	
・観光スポットの開拓や、空き家の活用、まちづくりなど地域活性化に係る事業	100,000	
・地域の安全や環境の保全にかかわる事業	50,000	
・健全な生活を送るための子供育成にかかわる事業	50,000	
・生きづらさを感じている方々のメンタルケアに関わる事業	300,000	
・人と地球環境の密接な関係に注目したヘルスケア関連の課題に取り組む事業	50,000	
・社会福祉環境の向上に対する啓発活動	80,000	
・文化や芸術継承及び発展など地域及び経済の活性化に係る事業	100,000	
・貧困国を中心に経済支援や環境整備など国際的な支援事業	0	
・災害時の被災者の受け入れや医療行為の提供や、行政や地域団体等、および、他の医療機関と連携した災害支援に係る事業	500,000	
・地域住民の防災意識の向上、災害時の被災者支援に係る災害対策事業	500,000	
・前各号に掲げる活動に関する講演会、勉強会・セミナー・体験の開催及び個別指導及び物品や教育事業、コンサルテーション事業、農産物、医薬品、医薬部外品の販売、寄付活動	5,000,000	18,850,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		22,650,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	1,800,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	1,800,000	
(2) その他経費		
会議費	1,000,000	
旅費交通費	500,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	2,000,000	
支払利息	400,000	
通信費	200,000	
地代家賃	600,000	
水道光熱費	360,000	
消耗品費	120,000	
雑費	2,000,000	
仕入	1,000,000	
その他経費計	8,180,000	
事業費計		9,980,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	300,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	300,000	
(2) その他経費		
業務委託費	1,000,000	
会議費	60,000	
旅費交通費	60,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	2,000,000	
支払利息	100,000	
通信費	60,000	
地代家賃	120,000	
水道光熱費	60,000	
消耗品費	60,000	
事務用品費	60,000	
租税公課	100,000	
雑費	60,000	
その他経費計	3,740,000	
管理費計		4,040,000
経常費用計		14,020,000
当期経常増減額		8,630,000
III 経常外収益		
経常外収益計	0	
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		8,630,000
前期繰越正味財産額		-7,000,000
次期繰越正味財産額		1,630,000